

岩手県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第456号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 国道46号（盛岡市、滝沢市及び岩手郡雫石町）
- 2 実施した期間 令和元年11月19日から令和2年2月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 2級基準点測量